資料21-3

## 放送の将来像と制度の在り方に関する

# 論点整理

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

令和5年8月8日

# 親会 R4年11月以降の検討事項 論点整理

### ①衛星放送 及び ケーブルテレビ関係

衛星放送を取り巻く環境が急速に変化する中において、衛星放送のメディアパワーの低下を防ぎ、衛星放送用の周波数の有効利用を図っていく上で必要な取組は何か。

地域における放送送受信環境の維持の担い手としての重要性が増してきているケーブルテレビについて、今後、放送ネットワークインフラの維持管理が課題になる中で、どのような役割が求められていくと考えられるか。

### 《衛星放送関係》

- 衛星放送のシステムの安定運用の観点、また、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、<u>地上</u> 基幹放送と同様に、衛星放送に係るマスメディア集中排除原則を緩和することが適当か否か。
- 具体的には、<u>認定放送持株会社の関係会社である衛星基幹放送事業者が使用することができるトラン</u> スポンダ数の上限についてどのように考えるか。(注: 現在の上限は0.5トラポン)

### 《ケーブルテレビ関係》

<u>小規模中継局等の代替や施設の更新に課題を抱える辺地共聴施設の巻取り等</u>について、地域における放送の送受信環境を維持する観点から、総務省において今後どのような取組を行うべきか。

# 衛星放送及びケーブルテレビ関係の主な意見

### 【構成員の主な意見】

#### 衛星放送関係

- ▶ 先般、認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者に対する地域制限が完全撤廃されたことなども勘案すると、同じく傘下のBS放送事業者が使用できるトラポン数の上限についても、例えば上乗せされている制限の部分は撤廃し、衛星放送事業者同士の支配制限と同レベルまで緩和しても差し支えないのではないか。(第20回 伊東座長代理)
- ▶ 現状の上限0.5トラポンとしている部分について、衛星基幹放送事業者同士の場合に課される上限が4トラポンということで、認定放送持株会社の場合についても、衛星基幹放送事業者同士の場合と同様に、4トラポンまで緩和して良いのではないか。 (第20回 落合構成員)

#### ケーブルテレビ関係

- ▶ 現時点では大きな課題が生じていない共聴施設も相当数あるように見受けられるが、今後、時間経過とともに状況が厳しくなるのも事実なので、そのような共聴施設に対して、適切な維持管理の継続をサポートし、また、故障などが生じた場合には、専門的、効果的なアドバイスを受けられるような支援体制を構築しておくことも大事だと思うので、今後総務省において、取組の検討を進めていただきたい。(第17回 林構成員)
- ➤ 公設設備の民設移行について、自治体の中には地域情報化の担い手としてこれまで大きな役割を果たしてきたが、過疎化を背景として、自治体側の 負担が大きくなっている中で近隣のケーブルテレビ事業者に事業譲渡を行うに当たり、通信設備の更新に対する支援が放送設備にないとすると、円滑 な譲渡ができないばかりか、譲渡もできずに運営も困難となり、放送サービスの提供に支障が生じる事態もあることを恐れており、総務省において、支援 策の検討、調整を適切に進めて頂けることを期待したい。また、譲渡に伴って住民負担が急に上がるというような事態が生じないような工夫が求められる のではないか。(第17回 林構成員)
- ▶ 地上波の基幹放送のルールを、ケーブルテレビ側に拡大するのは、経営状況も含め、それから今後、様々な拡大発展に御協力いただくという立場も含めて難しいのではと感じる。(第20回 奥構成員)
- ➤ ケーブルテレビの社会的な役割というのがより重要になってきているのではないかと思っている。実際に視聴環境の中で重要な部分を担っているという点だとか、ブロードバンド代替に関する議論もそうであるし、様々な部分でケーブルテレビに担っていただくべき、社会インフラとしての役割か強まってきていると思う。一方で、必ずしも大きい事業者だけでもないところはあると思う。ただ一方で、ケーブルテレビというものが、最後の受信環境の基盤になってくるような場面も増えてくる可能性もあること、安定的な放送受信環境の提供という意味での重要性が高まってきていることを踏まえつつ、一方で、事業者の大小であったり事業形態も様々であるということも踏まえながら、ケーブルテレビの方々の位置づけについては、よく御検討いただければと思う。(第20回 落合構成員)

# 親会 R4年11月以降の検討事項 論点整理

### ②放送の周波数の有効利用

地上デジタル放送方式の高度化については、これまでの実証を踏まえ、今般、「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」として、映像符号化方式等について取りまとめた。実証に当たっては、放送大学の地上放送跡地等 を利用して検証を実施してきたところ、当該周波数帯の今後の有効活用が課題ではないか。

- 敢送大学の地上放送跡地の周波数帯について、周波数の有効利用の観点から、総務省において今後どのような手続きを進めていくべきか。
- また、衛星放送についても、地上波を代替する手段としての左旋帯域の可能性の観点から、総務省において今後どのような検証を行うべきか。

### ③放送の真実性・信頼性の確保

<u>放送の真実性・信頼性を確保するための仕組みについて、</u>SNSやインターネット動画配信サービス等の普及など、デジタル時代の環境変化を踏まえて、時代に合わせたアップデートを図っていくことが必要ではないか。

- 検討会における放送番組へのご指摘も踏まえ、例えば、訂正放送等の制度について、その機能が十分に発揮され、放送に対する信頼性を高めるための取組が必要ではないか。
- 放送事業者の自主性・自律性にも配慮しつつ、<u>制度の運用における手続き等の透明化・具体化に向けて、総務省において今後どのような取組を行うべきか</u>。

#### 【構成員の主な意見】

#### 放送の周波数の有効利用関係

- ▶ 放送大学の跡地だが、技術的な調査検討ということが基本的に終了しているということであれば、電波の次の使い道を考えていっていただくことが重要ではないか。規制改革推進会議でも、基本的には適切な利用推進ということで、議論を様々しているところであり、電波が国民の財産ということもあるので、総務省において、その適切な利用に向けた手続やプロセスを進めていくことが必要ではないか。(第20回 落合構成員)
- ➤ 左旋波の有効活用におけるスカパーJSATからの提案について、ブロードバンドバンド代替とケーブル代替も含めた選択肢の一つとして考えるのか。さらにその場合の住民負担と放送事業者負担がどのようになるかは、これは選択肢によってかなり変わってくると思う。今後届かないところへの中継鉄塔の整備との兼ね合いの検討が必要。(第16回 奥構成員)
- ▶ できる限り連携して事業を行っていただくということで、事業継続の可能性を高めていただくことは大事。また、代替の場面における活用の可能性も見据えて、総務省でもいろいろな選択肢をしっかり確保して放送局の方々にもいろいろ選択をできるような形を整えていただきたい。(第16回 落合構成員)
- ▶ 地上波の代替については、ケーブルだけでなく衛星も選択肢の1つになると考えられる。ラストワンマイルにローカル5Gを活用することをもってしても採算が見込めないという地域では、既存の衛星インフラを活用して、地上波を代替するという選択肢もあると思われる。もしこのような不採算地域において、住民の方が地上波から衛星へ放送媒体を変更したいという場合には、衛星受信アンテナの設置など、初期費用の一部を国が支援するということも検討の余地があるのではないか。(第20回 飯塚構成員)

#### 情報空間の健全性確保関係

- ➤ 訂正放送について、なかなか外から見て分からないような形になっている部分もあるのかと思う。請求による場合の具体的な手続だったり、訂正放送に関する良い事例だとか、もしくは、誤った放送内容がSNSで拡散してしまった場合の対応例などについて、放送事業者の方が自らということもあるだろう。また、総務省が、こういう点は注意するように、もしくは、事例についてはこういう事例があるので参考になるようにということで、公表する資料やガイドラインを整備して頂ければと思う。放送事業者において、最終的にどうするのかは自主自律に委ねられるということが放送における大原則ではあると思うが、そういった分かりやすくするような形の取組も進めていただくべきではないか。(第20回 落合構成員)
- ▶ 放送法で訂正放送の仕組みがあるということを、せっかくあるので、もっときちんと多くの方々に知らせていただきたい。総務省に案内があるということなので、そのURLを貼っていただけるとありがたい。それから、これからネットに放送のコンテンツが出ていく、その後のことを考えた場合にも、放送のコンテンツに対しての信頼というのを考えても、万が一にも誤った放送をしたときには、ネット上だけではなく放送でも、番組内とかできちんと説明してもらう、訂正をしてもらうというのはとても大切なことだと思う。そういう早い対応ができたというような事例もあるということなので、そういうものを共有しつつも、ガイドラインみたいなものができていって、それがこういう仕組みだということを国民がきちんと分かればいいのではないか。(第20回 長田構成員)
- ▶ 訂正放送は、放送局の自律的な義務だという、2004年の最高裁の判決があったと思うが、それをベースに考えるべきだと思う。この点で、放送倫理基本 綱領において、万一誤った表現があった場合には、過ちを改めることを恐れてならないとあるので、訂正放送の根拠条文が放送法にあるというのは大前 提だけれども、国がこうすべき、ああすべきとかいう前に、まず、放送局の自律的な対応として、手続の流れや処理のフローというところから整備していた だいて、それを透明性を持った形で、公開しておくのが望ましいと思う。そういった取り組みを支援するために、総務省が側面支援的にベストプラクティ スをお示しいただくのがよいと思う。(第20回 林構成員)
- ▶ 訂正放送は基本的には自律的な対応が求められるものだとは思う。ただし、消費者の保護という観点から、総務省には側面からの支援をぜひお願いできればと思う。(第20回 三友座長)

# 親会 R4年11月以降の検討事項 論点整理

### ④民放事業者の情報開示の在り方

放送事業者が社会的役割を継続的に果たしていく上で、経営基盤の強化、地域における番組の質を高めていくことが必要。そのため、規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)も踏まえ、コーポレートガバナンスの強化にどのように取り組むべきか。

- 一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)により毎年編集・発行している「日本民間放送年鑑」における会社概要(資本構成、主要株主、主要取引銀行、役員、番組審議会委員、役職員数、新規採用者数、貸借対照表、損益計算書等)の開示といった自主的な取組をどのように評価するか。
- ◆ 放送事業者は地域の文化・産業や民主主義の基盤としての役割を果たしていくことが期待されており、

  一般的な上場会社と同じ物差しでは測れない価値を有していることも踏まえ、その価値を発揮するためにどのように取り組むべきか。

「参考」 規制改革実施計画(令和5年6月16日閣議決定)における関連の記載

放送事業者が社会的な役割と責任を負っていることに鑑み、地域における放送番組の質を高められるよう、番組制作力の維持・向上のための人材戦略や経営戦略の策定の慫慂等も含めたコーポレートガバナンスの強化について検討する。

## 民放事業者の情報開示の在り方関係の主な意見

#### 【構成員の主な意見】

- ▶ 情報の自主的な開示の部分で、日本民間放送年鑑の内容が一般のいろいろな方の目につくことはかなり少ないのではないか。そういった意味では、やはり情報の積極的な開示というのは、より一層いろいろな方に見やすい形で情報発信していただければと思う。これは既に公表自体はある種、出版されているものではあると思うので、一定の調整を行いながら実施し得る話ではないか。(第19回 落合構成員)
- ▶ 以前、民放連にも要望したところだが、財務分析は横並びで、ある種、誰でもできるような環境に情報があるべきだなと思う。各社ごとにもちろん公表するとかも1つの手段ではあるが、横並びで、放送局もたくさんあるので、分析をして、必要な分析を様々な人ができるようにする。そうすると、必要な手だてをより早く打ち手としてできるようになるというシンプルな要望があるので、こちらはぜひ今後とも御検討いただきたい。(第20回 瀧構成員)
- ▶ 最終的な目標としては、特にローカル局の方々に、地域情報をしつかり発信していっていただきたいということにある。これは文化の基礎、地域の文化の維持ということもあると思うし、また、当然ながら、最も重要な民主主義の社会的基盤を形成していく、といった役割をしっかり果たしていってもらうことが非常に重要だと思う。そういった意味では、まず、そもそも一定の地域を担われる放送事業者の方々が存在しない場合は、そういったローカル情報の発信の増加について、一定の質を担保して、制度上の質を担保することを担っていただく事業者自体がいなくなることになってしまう。このため、まずは経営の継続性、基盤の安定性、こういう部分を保っていくためのコーポレートガバナンスは、基礎的なものとして、必要になってくるのではないか。また、それに加えて、目的として、ローカル情報の発信の強化、これが放送事業者、特に地方局に課された最大の使命であろうと思っている。もちろん量的に評価するものではないということではあると思うが、少なくとも、何らか質的に向上していき、しっかり情報自体が地域社会の中で伝わっていくことが重要。もしくは地域の外に出ている方でも、その地域のことを知りたいという方が知れるような形で情報を世の中に出していく、そういう端緒をしっかりつくっていくということで、ぜひローカル情報の発信が増加することを、重要なコーポレートガバナンスの目的にしていただきたい。また、こういった際に特に重要になってくる部分として、情報開示の透明性自体を図っていくことは非常に大事ではないか。一定の既に情報開示がなされている部分はあるが、これを外から見えるような形で、しっかり開示をしていっていただくとことが大事。(第20回 落合構成員)
- ➤ 基本的にディスクロージャーは、投資家との対話だけを目的にするものではなく、その事業主体のTo Beとのギャップを自己認識するためにも意義が大きい。したがって、ディスクロージャーの推進はあっていいと思うが、上場会社と同じ物差しで測れない価値があることを踏まえ、放送事業者が求められている役割との関係で必要な情報開示がなされなければ意味がない。日本の放送メディアとしての地域社会における持続可能性という観点から、人的資本や地域社会への貢献について情報発信するといった放送事業者ならではの積極的に発信したいようなものを、情報開示の指標として設定していくことも考えられるのではないか。放送メディアの地域社会への貢献としては、今、世の中で生じている事象を取材し、報道し、視聴者に届けるだけでなく、地域(日本)の文化や歴史の証人として、コンテンツをアーカイブとして残し、次世代、次々世代に歴史の真実を伝えていくこともその役割に含まれると考えている。このような取組については、放送事業者には積極的に情報発信していただきたい。(第20回 大谷構成員)